

鴻巣市社協ガイドブック

社会福祉協議会（通称「社協」）とは？

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない公共性・公益性の高い民間組織で、社会福祉法に基づき、設置されています。

地域に暮らす皆さまのほか、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の皆さまが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現をめざし、社協ではさまざまな活動をおこなっています。



P1

地域福祉活動
に関すること

P3

ボランティア活動
に関すること

P5

困ったときの相談
に関すること

P9

福祉サービス
に関すること

P13

広報・イベント
に関すること

P15

助成金
に関すること

P17

会費・寄付
に関すること



社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

地域福祉活動に関すること

地域福祉って？

みなさんは「福祉」という言葉で何をイメージしますか？
高齢者、障がいのある人、経済的に不安のある人など、何かに困っている人たちが受けるサービスというイメージがあると思いますが、福祉は何かに困った人たちだけが受けられるサービスのものではありません。



福祉はみなさんが安心して生活できるようにすることを目的としています。

よって、「地域福祉」とは地域で暮らすみなさんが安心して生活できるようにする「しくみづくり」のことです。
また、地域福祉を進めるためには、「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの視点が連携し合うことが大切です。

自助…自分で出来る範囲での活動

互助…隣近所での助け合いや自治会・町内会、ボランティア活動等による住民同士の支え合い

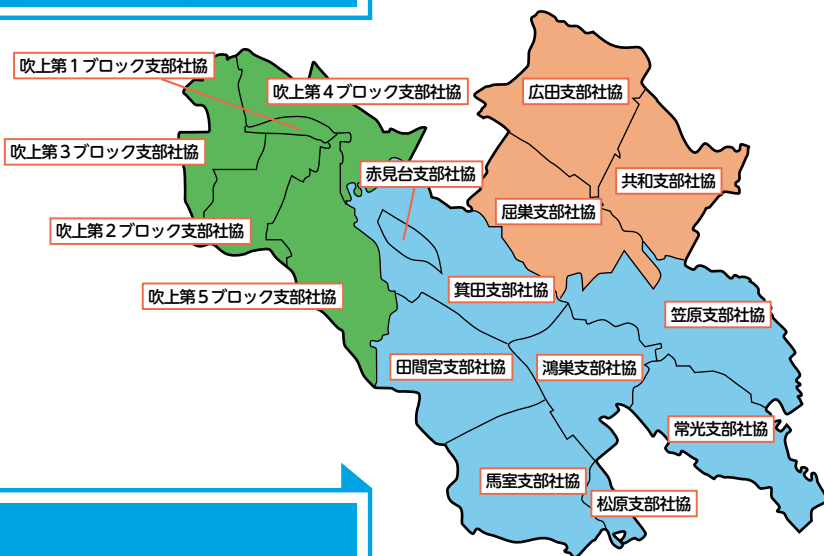
共助…介護保険などの制度化された相互扶助

公助…行政が行う公的支援

支部社会福祉協議会（通称：支部社協）について

支部社協は、地区の特性によって異なる生活上の課題を、その地区の住民が主体となって課題解決に向けた活動を推進する自主的な組織です。

自治会・町内会をはじめとする住民組織や民生委員・児童委員、社協地域コーディネーター、社協福祉見守り員、ボランティアなどの個人や、社会福祉施設・団体などが構成員となっています。
市内では16の支部社協が社協と連携・協働し地域福祉活動を推進しています。



支え合いの活動

▶ サロン活動（身近な居場所づくり）の推進と支援

サロンは気軽に集え、無理なく楽しく通い続けられ、自由に参加できる場です。
サロンには様々な効果が期待されます。



サロンに参加することで！

- 楽しみ、生きがいを見出し、社会参加への意欲が高まります
- 仲間・居場所をつくり、閉じこもりを防ぎます
- 介護予防、認知症予防になります
- 生活にメリハリが生まれます
- 自分の健康に関心を持てるようになります



相談・調整

サロン活動を新たにはじめたい人、サロンに参加したい人、サロン活動者からの相談を受け、アドバイスやサロン紹介等の連絡調整を行います。

活動支援

サロン活動で活用できるレクリエーション資材の貸出やボランティアの紹介、活動資金の助成金案内、安心して活動ができるよう保険の案内等を行います。

▶ 身近な見守り活動

地域の中で“さりげない目くばり”や“ちょっとした気くばり”を行うことで、地域の中の困りごと（生活福祉課題）を早期に発見し問題解決につなげる「社協福祉見守り員」による活動です。支部社協と連携し活動を推進します。

「見守り」を希望する方は、社協までご連絡ください。社協福祉見守り活動同意書兼申込み書をお渡しします。

**社協福祉見守り活動
同意書兼申込み書** A4
サイズ

鴻巣市社会福祉協議会(社協)
住民同士の支え合い
『社協福祉見守り』活動

申込み用紙 **詳しくは裏面へ**

はがき

はがき部分を点線で切り取り投函する

「社協福祉見守り」活動 同意書 兼 申込み書

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 会長様
私は、裏面記載の【ご説明します「社協福祉見守り」活動】の内容に関して理解し同意した上で、活動を希望します。

希望する番号に○をしてください。

1 新聞が滞っていないかななどの外からのさりげない見守りを希望します。

2 声掛けや安否伺いなどの訪問を希望します。

記入日 年 月 日

住所	鴻巣市 (自治会・町内会)
連絡先	
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日
署名	

※知り得た個人情報、「社協福祉見守り」活動にのみ使用します。なお、中止の申し出がない限り、希望継続の意思があると判断いたします。変更の場合は速やかに申し出をお願いします。
※個人情報の取り扱い、本協議会個人情報保護規程に基づき適切に管理及び運用いたします。詳しくはこちら→

記入の仕方

必ず全ての項目を
記入してください

①希望する見守り活動の番号を丸で囲む

②記入した日にち

③「自分」の住所

④「自分」の電話番号

⑤「自分」の生年月日

⑥「自分」の名前

※「自分」とは見守りを希望される方のことです

個人情報の取り扱いについて

社協福祉見守り活動を希望される方の個人情報(氏名、生年月日、住所)につきましては、社協福祉見守り員、社協地域コーディネーター、支部社会福祉協議会役員、民生委員、児童委員、主任児童委員、自治会・町内会長、地域包括支援センター、鴻巣市と必要に応じて共有いたします。

様式については一部変更する場合がございます。

▶ 生活支援体制整備事業

元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民団体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会など、様々な主体による多様なサービスの提供を構築し、地域で高齢者を支える体制づくりを進めています。社協では、事業推進にあたり「鴻巣市支え合い推進会議（第1層協議体：市全域）」「支え合い協議体（第2層協議体：市内8圏域）」を設置するとともに「生活支援コーディネーター」や「支え合い推進員」を配置し事業を推進しています。

※年度ごとに契約（鴻巣市受託事業）

▶ 資機材の貸出

サロン活動をはじめ、ボランティア活動、地域活動等に活用できる各種資機材の貸出を行います。料金は無料です。ぜひ、ご活用ください。

資機材例

福祉体験用具

車いす、高齢者疑似体験セット、白杖、点字体験器等



ユニバーサルスポーツ用具

ポッチャ、カーレット、モルック等



イベント用具

綿あめ機、ポップコーン機、流しそうめんセット等



レクリエーション用具

輪投げ、ディスクゲッター、バグゴ等



▶ 社会福祉活動の推進拠点

市民の自主的な社会福祉活動を推進し、社会福祉の増進を図ることを目的としたセンターを、指定管理者として運営しています。

- 鴻巣市総合福祉センター 鴻巣市箕田 4211 番地 1 TEL 597-2100 / FAX 597-2102
- 鴻巣市吹上福祉活動センター 鴻巣市鎌塚 57 番地 1 TEL 548-6664 / FAX 548-6673

※指定期間ごとに契約（鴻巣市指定管理者）

ボランティア活動に関すること

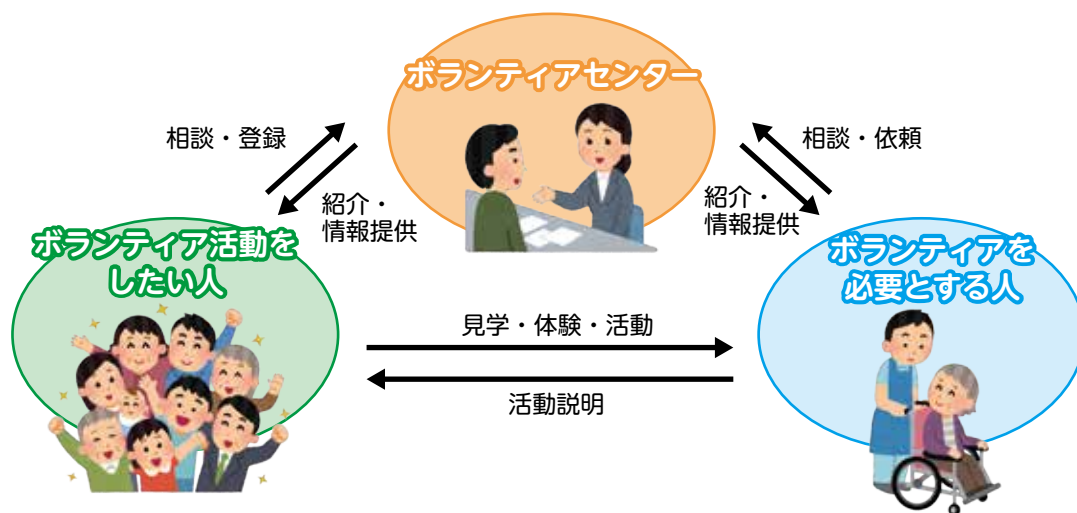
ボランティアとは

ボランティアとは、自ら進んで考え、行動する社会貢献活動です。社協では、ボランティアに関する相談を幅広く行うボランティアセンターを開設しています。

ボランティアセンターがおこなっていること

▶ ボランティアを必要とする人、活動をしたい人への相談・調整

ボランティアセンターでは、ボランティアを必要とする人やボランティア活動をしたい人等に対して、市内のボランティア団体や活動先の情報を整理し、双方をつなげるなど、活動に関する相談・調整を幅広く行っています。



▶ ボランティアセンターへの登録

ボランティアセンターへ登録することで、ボランティア保険や活動のための助成金の案内、社協主催イベントへの参加、活動者同士の交流ができます。

子ども、高齢者、障がい者、障がい者スポーツなど、さまざまな分野の団体が登録・活動しています。

▶ ボランティア保険への加入

安心してボランティア活動が行えるよう、活動に応じた保険の相談と案内、加入手続きの支援をします。

- 保険の種類
- ボランティア活動保険
 - ボランティア行事用保険
 - 福祉サービス総合補償
 - 送迎サービス補償



▶ ボランティアセンターだよりの発行

年に4回、ボランティア団体等の活動紹介やボランティアの募集、ボランティア養成講座のお知らせ、事業やイベントの報告など、ボランティアに関する情報を発信しています。



▶ ボランティア講座の開講

地域の課題やニーズに応じて、地域を担うボランティアの養成講座等を行っています。ボランティアに関心はあるけれど、活動の経験がない、まだ始めたばかりで基本的なことを知りたいなど、ボランティア活動へのはじめの一歩の講座です。



【グループワークの様子】

▶ ボランティア体験プログラムの開催

市内のボランティア団体等の協力を得て、誰もが気軽に参加できるきっかけづくりとして、ボランティア活動の機会を提供しています。夏休み期間等を利用し、小・中学生、高校生には福祉に関心を寄せ、思いやりの心を育む機会となっています。



【寄付された服の仕分け作業の様子】

体験プログラム例

- 障がい者スポーツの体験
- 講座の受講
- 子育てサロンのボランティア
- 高齢者施設にて傾聴ボランティア など

▶ 福祉教育の推進

社会福祉への理解を深め、共に生きる力とボランティア精神を養うことを目的として、小学校及び中学校、専門学校等の児童・生徒を対象に福祉体験や交流活動等の機会の提供、講師団体との調整を行っています。

また、車いすやボッチャ、アイマスク、福祉図書など備品の相談・貸出も行っています。



【福祉施設の職員から指導を受ける車いす体験】

介護予防を推進するために

▶ シニアボランティアポイント事業

65歳以上の方を対象に、特定のボランティア活動を行うとポイントが付与され、そのポイントを換金できる制度です。この事業は、介護予防の推進と地域貢献を支援・調整することを目的としています。

※年度ごとに契約（鴻巣市受託事業）



【シニアボランティアポイント手帳】

災害時のボランティアにかかわる動き

▶ 災害ボランティアセンター

大規模災害が発生した場合に、市の災害対策本部が災害ボランティアセンターを設置し、社協が運営します。被災者が抱える課題解決に向け、ボランティアと共に復興を支援し、ボランティアが円滑に活動できるよう調整を行います。

また、平常時には災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や災害備品の管理を行い、有事に備えています。



【発電機の操作訓練】

困ったときの相談に関すること

日々の生活に不安や心配を感じたら

➤ 社協福祉資金の貸付

低所得世帯で、臨時の出費や一時的な収入の不足等により生活を維持する事が困難となった世帯に、生活費の貸付を行います。

対 象 市内に3ヶ月以上居住する低所得世帯

内 容 1世帯30,000円以内

連帯保証人不要

貸付利子なし

返済1年以内



➤ 生活福祉資金の貸付

世帯の安定した生活と経済的自立のために、一時的な貸付と相談支援を行います。

● 緊急小口資金

対 象 低所得世帯、障がい者世帯、日常生活上療養または介護が必要な高齢者がいる世帯

内 容 緊急かつ一時的に生計の維持が困難となったときに少額の費用の貸付を行います
(医療費、火災等の被災時、公的給付等の支給開始までの生活費等)

● 総合支援資金

対 象 収入の減少や失業等により日常生活の維持が困難となり、貸付及び関係機関とともに支援を行うことにより自立した生活が見込まれる世帯 (その他貸付条件についてはお問合せください)

内 容 生活再建までに必要な生活費 (原則3か月)、住居入居費、一時生活再建費

● 福祉資金

対 象 低所得世帯、障がい者世帯、日常生活上療養または介護が必要な高齢者がいる世帯

内 容 技術習得費、就職に必要な経費、療養費、冠婚葬祭費、住宅の増改築・補修費、住居移転費、障がい者用自動車購入費等

● 教育支援資金

対 象 低所得世帯

内 容 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学の学費、就学支度費等

● 不動産担保型生活資金

対 象 居住用不動産をもち、その住居に住み続けることを希望する高齢者世帯
(その他貸付条件についてはお問合せください)

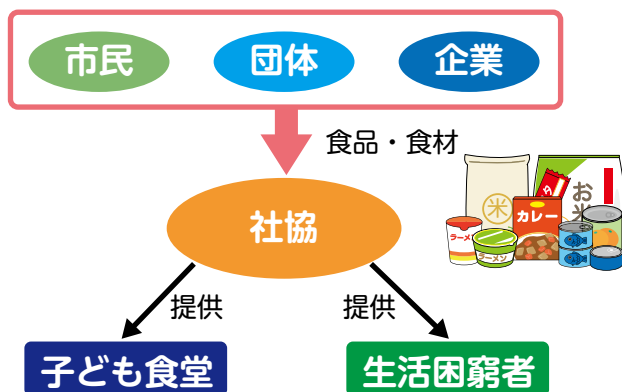
内 容 当該居住用不動産を担保として、生活費の貸付を行います

※埼玉県社会福祉協議会受託事業

➤ 鴻巣市生活困窮者自立相談支援センター

生活に困っている方に寄り添いながら相談に応じ、安心して自立した生活を送ることができるよう、その方にあった支援プランを作成します。そして、必要なサービスが利用できるように各種関係機関と連携し、継続的な支援を行います。希望がある方には自宅への訪問相談も行います。

※年度ごとに契約（鴻巣市受託事業）



➤ 社協フードバンク事業

フードバンクは、ご家庭であまった食品、安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫・印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を市民・団体・企業などから提供していただき、必要としている施設や団体、生活困窮者に無償で提供する活動です。

社協では、皆さまから提供いただいた食品を、子ども食堂や生活困窮者に提供しています。

➤ 社協地域歳末たすけあい事業援護金

新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、「地域歳末たすけあい運動」が展開されます。社協では、市民の皆さまからお寄せいただいた「地域歳末たすけあい募金」を原資に、市内の生活困窮世帯等や災害避難世帯の方々に「社協地域歳末たすけあい事業援護金」を交付します。

※毎年11月下旬に開催する社協地域歳末たすけあい事業配分検討委員会を経て、交付の可否や金額を決定します。対象世帯についてはお問合せください。



困ったときの相談に関すること

判断能力や金銭管理に不安を感じたら

➤ 福祉サービス利用援助事業：あんしんサポートねっと

判断能力の不十分な方が、安心して生活が送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。また、ご自身で保管することが不安な大切な書類をお預かりします。

対 象 生活していくうえで、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい・精神障がいなどのある方

内 容 ①福祉サービス利用援助（基本サービス）

福祉サービスの利用について、定期的に訪問して相談を受けます

②日常生活上の手続き援助（選択サービス）

郵便物を整理して内容を説明するなど、日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝いをします

③日常的な金銭管理（選択サービス）

金融機関に行き、生活に必要なお金を届けたり、福祉サービスの利用料、公共料金、医療費等の支払いなど、日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします

ご希望により、日常的な金銭管理に使用する預金通帳と印鑑をお預かりすることができます

④書類等預かりサービス（選択サービス）

契約書類や不動産の権利証など、大切な書類などをお預かりします

料 金 相談や支援計画の作成は無料、契約後の援助には料金がかかります

①②③は1時間まで1,200円、通帳をお預かりする場合は1時間まで1,600円（その後は30分ごとに400円加算されます）

④は基本料金2,000円（1年間）、利用料500円（1ヶ月）

※生活保護世帯は無料です

※料金は変更となる場合があります

利用の流れ

①社協に連絡

- ・相談を受付けます
- ・専門員が困りごとや心配ごとをお聞きします

②話し合います

- ・専門員が困りごとや生活状況を詳しくお聞きします
- ・困りごとの状況によっては、他の関係機関と連携し支援します

③支援計画を作ります

- ・専門員と一緒にお手伝いの内容を考え、支援計画を作ります

④内容を書面で確認します

- ・書面で契約を結びます

⑤お手伝いははじまります

- ・生活支援員が定期的に訪問し、支援計画の通りにお手伝いをします



▶ 成年後見サポート事業

成年後見制度に関する相談に応じます。また、家庭裁判所からの選任を受け、法人後見（法人として後見人等を受任）を行います。

成年後見制度とは

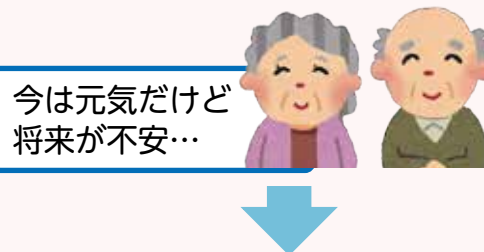
認知症、知的や精神の障がいなどの理由で判断能力が不十分な方（本人）の「権利」や「財産」を法律的に保護し支援する制度で、次の2つのしくみがあります。



法定後見制度

判断能力が不十分になってから

申立人（本人・配偶者・四親等内の親族。該当者がいない場合は市町村長）が家庭裁判所に申立てをし、家庭裁判所が後見人等を決める制度です。



任意後見制度

判断能力が不十分になる前に

あらかじめ、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」を、本人が公証人役場で公正証書にしておく制度です。

後見人等は、何をするの？

認知症、知的や精神の障がいなどの理由で判断力が不十分な方に対して、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、その人らしい生活ができるように支援します。

たとえば

- ◆ 住居、介護、施設入所契約などの法律行為を行います。（身上保護）
- ◆ 金銭や不動産などの財産を管理します。（財産管理）※食事の世話や介護などは職務ではありません。

福祉サービスに関すること

外出や日常の生活に支援が必要な方へ

協力会員
募集

社協地域支え合い事業「思いやりの輪」

支援が必要になっても地域で安心して暮らしていけるよう、有償で家事援助やお話し相手などのサービスを提供しています。利用される方は利用会員、サービスを提供する方は協力会員として登録し、会員相互の支え合い活動として行っています。

対象 日常生活で支援を必要とする下記の方

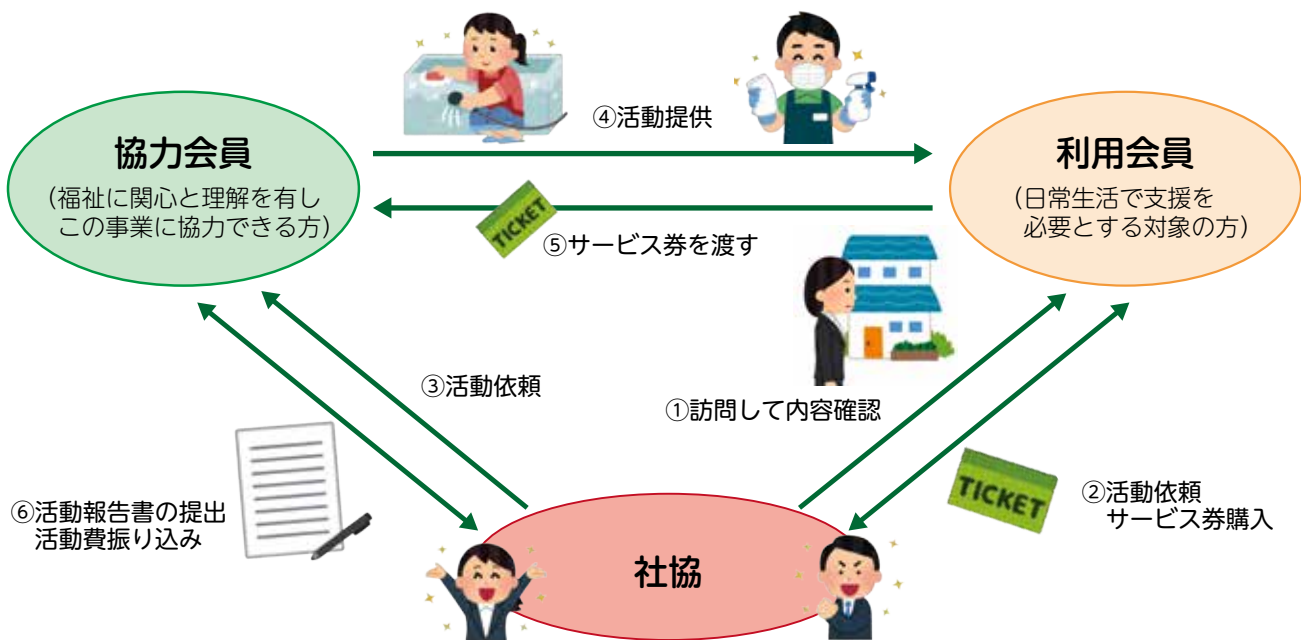
おおむね 65 歳以上の高齢者、重度心身障がい（児）者
ひとり親世帯、産前産後の期間にある方、未就学児を子育てしている方

サービス内容 ① 食事の支度 ② 衣類の洗濯やつくろいもの ③ 部屋の清掃、整理整頓
④ 買い物代行 ⑤ 通院、散歩などの外出付き添い ⑥ お話し相手、代筆、代読
⑦ 簡単な作業（簡単な庭の草むしりなど） ⑧ 留守番（利用会員が家に残るとき）
⑨ 困りごとの取次ぎ 等

サービス時間 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

料金 30分 350円、1時間 700円 ※事前にサービス券の購入をしていただきます
（必要経費が生じる場合は別途ご負担いただきます）

利用方法 サービスを必要とする7日前までにご連絡ください
ご自宅に訪問してお困りごとをお聞きします
※サービス開始までにお時間がかかる場合があります
※状況によりご希望に添えない場合があります



▶ 障害者用送迎自動車貸出事業

- 対象** 市内に住所を有する在宅生活をされている方で、常時、移動の手段として車いすを利用している方、または外出の際に車いすを利用している方
- 利用期間** 3日以内（車両の貸出及び返却は、月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分）
- 料金** 貸出料金は無料、1kmあたり10円の運行経費がかかります
- 利用方法** ご利用の3日前までにお申込みください
※年度ごとに契約（鴻巣市受託事業）



【軽自動車】



【普通自動車】



▶ 社協車椅子貸出事業

- 対象** 市内に住所を有する在宅の障がい者・高齢者及びケガ等で応急的に車いすを必要としている方
- 利用期間** 7日以内
- 料金** 無料
- 申請方法** 事前に利用状況をご確認の上、ご利用の3日前までにお申込みください



自走式車いすはタイヤの外側についている輪（ハンドリム）を動かして自分で走行できます。介助式車いすは介助者が押して操作します。後輪が小さく軽量で、外出の際など持ち運びに便利です。



【自走式車いす】



【介助式車いす】

▶ おもちゃ図書館

おもちゃを通して、心身の発達・社会性の向上を図るとともに保護者の交流の場を提供することを目的に常設しています。また、子どもたちのためのワークショップ、保護者のための学びのサロンを開催しています。

- 対象者** 障がい（児）者、発達に心配のある子どもとその保護者
- 会場** 鴻巣市総合福祉センター
- 利用時間** 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
- 料金** 無料 ※ただし、イベントにおいては参加費（材料費）をいただく場合があります
- 利用方法** 窓口で氏名、住所、電話番号など「利用申込票」に記入の上、ご利用ください

福祉サービスに関すること

子育て中の方へ

▶ 社協子育てサロン

子育て中の方がお子さんと一緒に気軽に集える場です。保護者同士の悩みや情報交換の場となっています。体操やリズム運動等を行い楽しく過ごしています。

- 対 象** 0歳児から就園前の親子
- 内 容** 親子体操、リズム体操、手遊び、読み聞かせ等
- 会 場** 鴻巣市総合福祉センター
- 開 催 日** 第1木曜日 午前10時～午前11時30分
- 料 金** 無料
- 参加方法** 事前申込みは不要、当日会場へお越しください



障がいのある方へ

▶ 視覚障がい者ガイドヘルパー派遣事業

付き添いが得られないため、社会生活上必要な外出が困難な視覚障がい者（身体障害者手帳1～3級の交付を受けている方）に対し、視覚障がい者ガイドヘルパーを派遣します。

- 申請方法** 利用にあたっては登録が必要です
派遣を希望する方は、利用の3日前までにご連絡ください
※年度ごとに契約（鴻巣市受託事業）



▶ 手話通訳派遣事業

聴覚障がい者の方々が、家庭生活並びに社会生活全般におけるコミュニケーションを円滑に行えるよう、手話通訳者を派遣します。

- 申請方法** 派遣を希望する方は、利用の3日前までにお申込みください
- 申請先** 手話通訳派遣事務所（鴻巣市役所新館内）
TEL 544-0220 / FAX 544-0205
※年度ごとに契約（鴻巣市受託事業）

▶ 障害者支援施設管理運営事業

在宅の障がい者に対して、通所により必要な作業訓練や生活指導等を行うことで、自立した日常生活、社会生活等を促進することを目的とした障害者支援施設を、指定管理者として運営しています。関心のある方は、お気軽にご連絡ください。

- 鴻巣市あしたばポプラ作業所 鴻巣市箕田 4211-1 TEL / FAX 596-3425
 - 鴻巣市あしたば第二作業所 鴻巣市原馬室 3116-2 TEL / FAX 543-3225
 - 鴻巣市吹上太陽の家 鴻巣市鎌塚 57-1 TEL 549-2288 / FAX 549-2289
- ※指定期間ごとに契約（鴻巣市指定管理者）

高齢の方へ

社協食事サービス

見守り活動の一環として、70歳以上のひとり暮らしの方で希望する方へ食事サービスを行っています。お住まいの地域により内容が異なりますので、ホームページからご確認いただくか、お問合せください。

社協友愛電話

安否確認とちょっとしたお話し相手として、利用される方の安心した生活につながるよう、毎週1回、ボランティアが友愛訪問としてお電話をします。

対象者 65歳以上のひとり暮らし、日中ひとり暮らしの方

内容 電話による友愛訪問

料金 無料

利用方法 ご自宅に訪問して申込み手続きを行いますので、希望する方はご連絡ください



友愛電話専用の電話番号から電話するので安心してご利用いただけます！



居宅介護支援事業（ケアプラン作成）

厚生労働省令で定められた実務経験を持つケアマネジャーが対応する「在宅介護の相談窓口」です。

利用される方が自立した日常生活が送れるよう、心身状況や家族の状況、家庭環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成し、利用される方を第一に考えた支援を提供します。お気軽にご相談ください。

対象者 要介護1～5と認定された方で、自宅を中心とした介護サービスの利用を希望する方

サービスの流れ

①居宅介護支援事業所に連絡
担当のケアマネジャーが決まります



②ケアプラン作成
ケアマネジャーと相談しながらケアプラン（居宅介護サービス計画）を作成します



③サービス利用開始
ケアプランに沿って介護サービスを利用します

問合せ 居宅介護支援事業所 鴻巣市社会福祉協議会（鴻巣市総合福祉センター内）
TEL 578-8707 / FAX 578-8708

高齢者福祉センター管理運営事業

高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための場所を提供し、健康で明るい日々を過ごしていただくことを目的とした高齢者福祉センターを、指定管理者として運営しています。お気軽にご利用ください。

- 白雲荘 鴻巣市原馬室 2917-1 TEL / FAX 543-0355
- コスモスの家 鴻巣市吹上本町 5-4-7 TEL 548-4807 / FAX 548-4906
- ひまわり荘 鴻巣市関新田 1300-1 TEL / FAX 569-2828

※指定期間ごとに契約（鴻巣市指定管理者）

広報・イベントに関すること

広報

▶ ホームページ

社協が行う事業の紹介、イベントや講座などのお知らせ等を掲載しています。随時更新しておりますので、ぜひご覧ください。 <https://konosu-syakyo.or.jp>



▶ 社協だより

広報誌『社協だより』では、地域福祉に関する情報を広く発信しています。全戸配布している他、市内公共施設で配架しています。社協のホームページからもご覧いただけます。



社協の事業紹介や報告、イベントや講座のお知らせ等福祉の情報が盛りだくさん！

イベント

▶ 社協ふれあい広場

毎年、市内の福祉施設や福祉団体による福祉体験コーナーなど、楽しみながら“福祉”や“障がい”を知るきっかけの場となり、誰もが共にふれあい、お互いの理解を深めることを目的に開催します。模擬店や手作り品の販売、ゲームコーナーなど楽しい催しがたくさんあります。皆さまのご来場をお待ちしております。



社協いきがい作品展

毎年、市内の高齢者や障がい者の皆さまから作品を募集し、陶芸や和紙絵、折り紙など作り手の想いが伝わる温かい作品を展示しています。多くの方に作品を見ていただくことで、高齢者や障がい者の皆さまの健康増進、いきがいづくり、世代間の交流を目的に開催します。ぜひ鑑賞してみませんか。

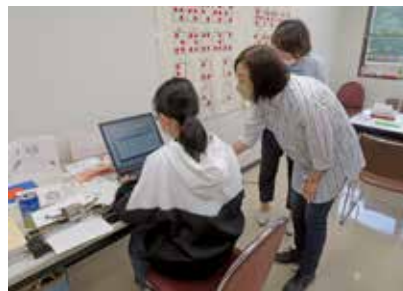
(社協ボランティア見本市、社協世代間交流事業「昔あそび交流会」と同時開催)



社協ボランティア見本市

毎年、ボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、市内のボランティアグループによる活動の紹介やPR活動を行うことを目的に開催します。ボランティア活動の日頃の成果を発表する場として、活動の体験や紹介、ステージ発表を通じ、ボランティア活動者と市民の交流・出会いの場となっています。

(社協いきがい作品展、社協世代間交流事業「昔あそび交流会」と同時開催)



社協世代間交流事業「昔あそび交流会」

毎年、割りばし鉄砲やコマなどの懐かしい遊びの体験や工作を通して、全世代を対象とした世代間・住民間交流を目的に開催します。昔あそびの指導には、昔あそびの伝承に取り組むボランティア団体の協力を得て実施しています。

(社協いきがい作品展、社協ボランティア見本市と同時開催)



功労者表彰

隔年、社会福祉の進展に資することを目的に、高額寄付者（個人・団体）や社会福祉功労者の方へ感謝の意を表し、感謝状を贈呈します。



助成金に関すること

サロン活動への支援

▶ 社協サロン活動 新規立ち上げ助成金

サロンを新規に立ち上げる団体に活動費を助成します。

- 対象サロン**
- ①市内を活動場所としているサロン
 - ②新規に活動を開始（開始予定）のサロン
 - ①②ともに月1回以上の定期開催が条件となります

対象経費 消耗品または備品の購入費

助成額 上限 50,000 円（1 回限り）

▶ 社協サロン活動 助成金

サロンを開催する団体に活動費を助成します。

対象サロン 市内を活動場所とし、年間1回以上活動していること

対象経費 飲み物や折り紙等の消耗品や保険代など

助成額 1人ひと月100円（ボランティアも対象になります）



ボランティア団体への支援

▶ 社協ボランティア団体活動助成金

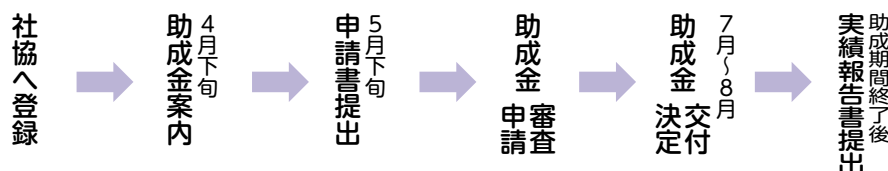
ボランティア活動の振興を支援することを目的に、市内に活動拠点を置くボランティア団体へ活動助成金を交付します。

- 対象団体**
- ①市内に活動拠点を置くボランティア団体であること
 - ②自立した活動を行うため会費を集めていること
 - ①②いずれにも該当する団体

対象経費 諸謝金、研修費、通信運搬費、教材費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、備品費、その他経費（ボランティア行事用保険等）

助成額 上限 40,000 円

基本的な手続きの流れ



福祉教育・ボランティア体験学習への支援

▶ 社協福祉教育・ボランティア体験学習推進事業助成金

小学校・中学校の児童・生徒を対象に社会福祉への理解と関心を高め、社会的連帯感やボランティア精神を養うことを目的に助成金を交付します。

対象 市内の小学校、中学校

- 対象活動**
- ①広報・啓発活動
 - ②体験学習を目的とした実践活動
 - ③交流を目的とした実践活動
 - ④社会福祉関係行事への積極的な参加
 - ⑤地域でのボランティア活動
 - ⑥その他目的を達成するために必要な活動

助成額 上限 20,000 円



支部社協への支援

▶ 社協小地域福祉活動育成助成金

社協個人会費 1 口につき 200 円を支部社協へ助成し、地域で行う福祉活動を支援します。

- 対象** 支部社協
- 対象経費** 事業運営費
- 助成額** 200 円 × 社協個人会員会費口数 + 支部加算 50,000 円



【支部社協主催のふれあいウォーク】

▶ 社協地域福祉活動参加促進事業助成金

地域活動への参加支援、地域福祉を担う人材育成、福祉のまちづくりの推進を目的とした事業を支援します。

- 対象** 支部社協
- 対象経費** ①地域福祉の担い手育成事業 ②協働のしくみづくり事業
③安心カード ④地域福祉事業に対する間接的な支援
- 助成額** 100,000 円以内
- 助成期間** 3 年以内 ※但し③は除く

▶ 社協見守り活動助成金

地域における見守り活動を支援します。



- 対象** 支部社協
- 対象経費** ひとり暮らし高齢者及び要援護高齢者等を対象に地域で行う見守り活動
- 助成額** 社協地域コーディネーター及び社協福祉見守り員一人あたり 2,500 円

▶ 社協食事サービス助成金

70 歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認と孤独感の解消を目的とした食事サービス事業を支援します。

- 対象** 支部社協
- 対象経費** お弁当及び食事サービス事業に係る諸経費
- 助成額** 対象者 1 名あたり 1 回 700 円以内 + 支部加算 20,000 円
※対象範囲
①70 歳以上のひとり暮らし高齢者
②支部社協支部長が特に必要と認めた方



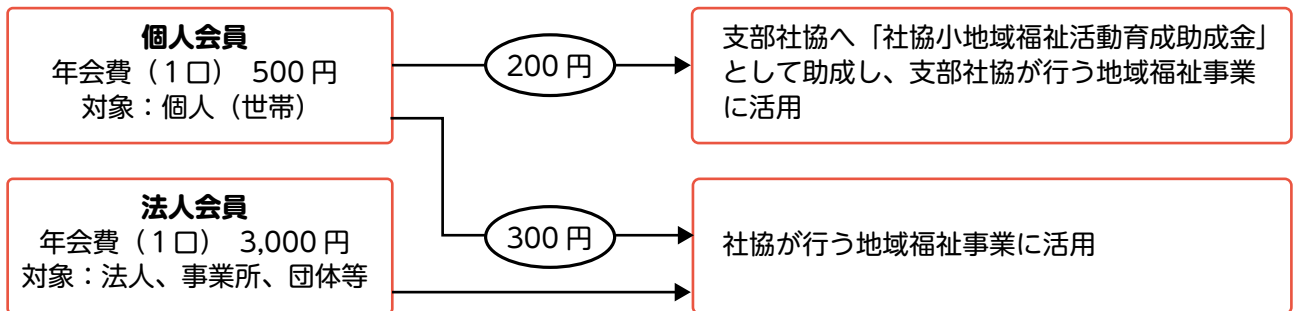
会費・寄付に関すること

社協の主な財源は、会費、共同募金の助成金、寄付金、県や市からの補助金・受託金、事業収入などです。

社協会員（会費）

社協は、地域住民の参加や協力・支援を基盤として事業を展開しています。そのための仕組みとして「住民会員制度」があり、皆さまからの会員会費は地域福祉推進の貴重な財源となります。

会費のしくみ



*会費を財源として社協が実施している事業の例



【見守り活動者を対象とした社協地域福祉研修会】



【社協ふれあい広場】

共同募金

社会福祉法人埼玉県共同募金会は、「赤い羽根」をシンボルに共同募金運動を推進し、寄付金の受付けと民間が行う福祉活動に対して助成を行っています。社協は、その窓口である埼玉県共同募金会鴻巣市支会として共同募金運動（赤い羽根共同募金、地域歳末たすけあい募金）を実施しています。

● 赤い羽根共同募金

毎年10月1日～3月31日の期間に、地域の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして実施しています。皆さまから寄せられた寄付金は、埼玉県共同募金会から県内の民間の社会福祉施設や、社協、福祉団体に助成され地域福祉事業に役立てられます。災害時には、災害ボランティアセンターの設置や運営など被災地支援にも役立てられます。

*赤い羽根共同募金の助成を受けて実施している事業の例



【サロン活動の推進と支援】



【福祉教育の推進】



©中央協同募金会 愛のゆきと希望のこ

● 地域歳末たすけあい募金

毎年10月1日～12月31日の期間に、支援を必要とする人たちが、地域で安心して新たな年を迎えることができるよう実施しています。皆さまから寄せられた寄付金は、埼玉県共同募金会から社協に助成され、歳末福祉事業を含む地域福祉事業に役立てられます。



● 災害義援金

災害発生時に被災者支援のための義援金を受付けています。皆さまから寄せられた義援金は、被災地で組織される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

寄付

食品・食材
受付中



皆さまから寄せられた貴重な寄付金は、そのご意思に沿った地域福祉事業の財源となります。寄付物品についても必要としている地域福祉活動の場で有効に活用させていただきます。個人・団体を問わず、社協窓口や振込にて受付けています。

また、社協フードバンク事業では、食品ロスの削減や食料支援を必要とする方を支援する目的で、常温保存可能で未開封の食品（賞味期限1ヶ月以上のもの）の提供を受付けています。

会費や寄付金を財源として行う地域福祉事業

会費や共同募金・寄付金は、支部社協の支援やボランティア活動の推進、交流事業など地域福祉事業の財源となっています。

■ サロン活動の推進と支援	P1	■ 社協車椅子貸出事業	P10
■ 身近な見守り活動	P2	■ おもちゃ図書館	P10
■ ボランティアセンターだよりの発行	P3	■ 社協子育てサロン	P11
■ ボランティア講座の開講	P4	■ 社協食事サービス	P12
■ ボランティア体験プログラムの開催	P4	■ 社協友愛電話	P12
■ 福祉教育の推進	P4	■ 社協だより	P13
■ 災害ボランティアセンター	P4	■ 社協ふれあい広場	P13
■ 社協フードバンク事業	P6	■ 社協いきがい作品展	P14
■ 社協地域歳末たすけあい事業援護金	P6	■ 社協ボランティア見本市	P14
■ 成年後見サポート事業	P8	■ 社協世代間交流事業「昔遊び交流会」	P14
■ 社協地域支え合い事業「思いやりの輪」	P9	■ 功労者表彰	P14
		■ 助成金	P15～16

『社協』は地域の皆さまと福祉のまちづくりを推進します！

社協は、私たちが暮らす市区町村の単位で設置されていて、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育など関連分野の関係者、NPOなどが理事・評議員として参加し、構成されています。地域に暮らす皆さまと共に、誰もが自分らしく地域の一員として参加できる福祉のまちづくりを目指しています。

住民（社協会員）

福祉専門機関・団体

民生委員・児童委員協議会連合会
ボランティアグループ 社会福祉施設
人権擁護委員 更生保護女性会

住民代表

自治会連合会
支部社会福祉協議会
社協福祉見守り員など

当事者団体

身体障害者団体
老人クラブ連合会
手をつなぐ親の会など

鴻巣市社会福祉協議会

その他

学識経験者

関連分野

医師会 小中学校校長会 商工会
ライオンズクラブ ロータリークラブ
ボーイスカウト 青少年育成推進員
PTA連合会 子ども会育成連絡協議会
シルバー人材センターなど



社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会

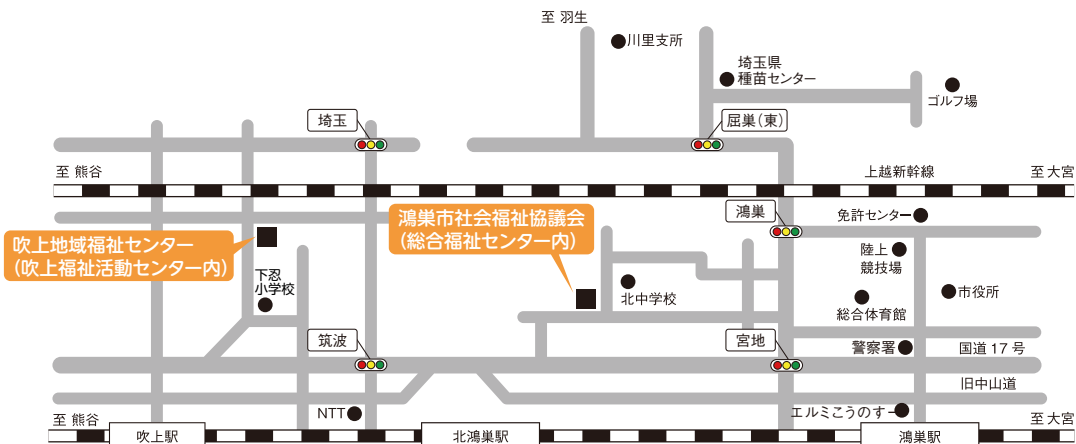


〒365-0062
埼玉県鴻巣市箕田 4211 番地 1
(鴻巣市総合福祉センター内)
TEL 048-597-2100
FAX 048-597-2102
E-mail bz378678@bz01.plala.or.jp

吹上地域福祉センター



〒369-0112
埼玉県鴻巣市鎌塚 57 番地 1
(鴻巣市吹上福祉活動センター内)
TEL 048-548-6664
FAX 048-548-6673



ホームページ <https://konosu-syakyo.or.jp>
開所日時 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分

